

統合賠償責任保険

EUHIII

寺院のみなさまの 賠償責任保険



寺院のみなさまを取り巻く賠償リスクをまとめてカバーします!!

●境内などの施設 他人の身体の障害や財物の損壊等



●境内の燈篭が倒れ、参拝 者に大ケガをさせてしまった。

損害額 3,000万円



境内の古木が管理不備 により倒れ、隣接する民家 の屋根を壊してしまった。

損害額 40万円

●檀務中 他人の身体の障害や財物の損壊等



●住職が自転車で檀家回り中に、路地から飛び出してきた子供とぶつかり、大ケガをさせてしまった。

損害額 3,000_{万円}



●寺院で預かった参拝者の かばんが盗まれてしまっ た。

損害額 10万円

さらに



事故発生後、今後の 対処について弁護士 に相談した。

かかった費用 **5**万円

食事や授与品等の提供後 他人の身体の障害や財物の損壊



●授与品として販売したお 箸に欠陥があり、使用者 にケガをさせてしまった。

損害額 2万円

●座禅体験の際に、体験者に提供した精進料理が原因で集団食中毒を発生させてしまった。

損害額 320万円





食中毒の原因を調べるために検査を行った。

損害額 2万円

その他の賠償事故



参拝者を寺院で発生した盗 難事故の犯人と間違えて警 察へ通報してしまい、慰謝 料を支払うことになった。

損害額 8万円



参拝者の個人情報が記載 されたリストを紛失してし まった。

損害額 320万円

被害者治療費



境内で参拝者が転倒し、ケガを した。賠償責任は認められな かったが、その治療費を弊社の 同意を得て支払った。

損害額 30万円

賠償リスクだけでなく、こんなリスクも…

被害に遭われた場合の賠償請求



自動車が突っ込み、塀を壊された が賠償してくれないため、弁護士 に依頼し、損害賠償を請求した。

かかった費用 **90**万円

対物超過復旧費用の補償サイバー・情報漏えい事故の補償につきましては、別途チラシをご参照ください。

寺院を運営するみなさまが、境内などの施設の管理、檀務の遂行、提供した物 による事故によって負担する法律上の損害賠償責任を包括して補償します。







施設が原因で生じた事故と仕事中の行 為が原因で生じた事故を補償します。

I. 施設業務特約



参拝者等から一時的に預かった手荷物等に対する損害賠償責任を補償します。

参拝者等から一時的に 預かった物に関する事故



「参拝者を盗難事故の犯人と間違えて拘束してしまった。」などの不当な身体の拘束 による自由の侵害、口頭や文書、図面などの不当な表示による名誉毀損やプライ バシーの侵害などの損害賠償責任を補償します(情報漏えいやそのおそれによる場

人格権•宣伝侵害事故

この特約では、上記の事故のほか、作業場内専用車による事故、借用不動産に対する事故、保管財物に対する事故等を補償します。詳しくはビジ サポパンフレットをご参照ください。





提供した物が原因で生じた事故と仕事を完了し 引渡した後に生じた事故を補償します。

Ⅱ. 生産物特約



他人の身体の障害や財物の損壊についてII. 生産物特約により保険金をお支払い する場合に、事故の原因となった生産物や仕事の目的物自体の損壊およびその使 用不能についての損害賠償責任や、回収、検査、修理、交換、廃棄するための費用 を補償します。

生産物・仕事の目的物自体 損壊補償特約

被害に遭われた際の弁護士費用や法律相談費用、 **『賠償責任が発生しない事故での被害者の方への見舞費用もお支払いします。**



記名被保険者等が被った被害について、「法律上の損害賠償請求を行う場合に負 担した弁護士費用1や、「法律相談を行う場合に負担した法律相談費用1を補償し

被害事故弁護士費用等 補償特約

【 | 施設業務 】 用



I.施設業務特約、II.生産物特約のいずれかにおいて補償の対象となる可能性のあ る他人の身体障害が発生した場合、被保険者の法律上の賠償責任の有無にかかわ らず、被害者の治療費や死亡した場合の葬祭費用をお支払いします。

被害者治療費等補償特約

【 1施設業務 】 (1 生 産 物) 用

上の損害賠償金以外の各種費用もお支払いします。



法律上の損害賠償金のほか、損害賠償責任に関する争訟のための弁護士費用、訴 訟対応費用、被害者見舞費用、弁護士相談費用、信頼回復のための広告費用、損 害の発生および拡大の防止のための損害防止軽減費用や緊急措置費用などをお 支払いします。

統合賠償責任保険特別約款

このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。保険金をお支払いできない場合、保険金の支払条件、支払限度額、その他この保険の詳細につきましては、ビジサ ポパンフレットをご参照いただくか、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。実際にセットされる特約は、申込書等においてご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表) お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)] ホームページアドレス https://www.nisshinfire.co.jp/

万一事故にあわれたら サービス24 フリーダイヤル 0120-25-7474

代理店·営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。